

一般的なマンションにおける建物・設備等の法定点検

法定点検の名称 (関係する法令)	対象となる建物・設備	点検等の内容	点検等の時期		報告先	資格者
特殊建築物等定期調査 (建築基準法 12 条 1 項)	特定行政庁が特定 (例：階数 5 階以上、延べ面積 1,000 m ² 以上) 建築物の敷地、構造及び建築設備	調査	6 か月～3 年の間で特定行政庁が定める		特定行政長	特殊建築物等調査資格者、 1 級建築士又は 2 級建築士
建築設備定期検査 (建築基準法 12 条 3 項)	特定行政庁が特定 (例：階数 5 階以上、延べ面積 1,000 m ² 以上) 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備、排水設備	検査	6 か月～1 年の間で特定行政庁が定める		特定行政長	建築設備検査資格者、 1 級建築士又は 2 級建築士
昇降機定期検査 (建築基準法 12 条 3 項)	昇降機 (エレベーター)	検査	6 か月～1 年の間で特定行政庁が定める		特定行政長	昇降機検査資格者、1 級建築士 又は 2 級建築士
消防用設備等点検 (消防法 17 条の 3 の 3)	消火器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、 硝防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備	機器点検	6 か月に 1 回	報告は、3 年に 1 回 (複合用途の場合 は、1 年に 1 回)	消防長又は消防署長	消防設備士 (甲種、乙種) 又は消防設備点検資格者 (1 種、2 種)
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火 設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消化設備、粉末消火設 備、屋外消火栓設備、消防動力ポンプ設備、自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、 避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源、総 合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備	機器点検	6 か月に 1 回			
		総合点検	1 年に 1 回			
	配線	総合点検	1 年に 1			
専用水道定期水質検査 (水道法 3 条 6 項、34 条)	水槽の有効容量が 100 m ³ を超える施設 口径 25mm 以上の導管の全長が 1500m 超 居住人口 100 人超 1 日最大給水量が 20 m ³ 超	水質検査	1 か月ごとに 1 回以上、臨時		都道府県知事 (保健所 が設置されている市区 長) (衛生上問題がある 場合は保健所長)	厚生労働大臣の登録水質検 査機関
		消毒の残留効果 等に関する検査	1 日に 1 回以上			
簡易専用水道管理状況検査 (水 道法 3 条 7 項、34 条の 2)	水槽の有効容量が 100 m ³ を超える施設	水質検査	1 年以内ごとに 1 回		同上	地方公共団体の機関又は厚 生労働大臣の登録を受けた 者
		水槽の掃除	1 年以内ごとに 1 回			
浄化槽の保守点検、清掃、定期 検査 (浄化槽法 7 条、10 条、11 条)	尿尿及び雑排水を処理する浄化槽	保守点検	浄化槽の種類により 1 週間～6 か月ごと に 1 回以上		都道府県知事	浄化槽技術管理技術者 (浄化槽管理士)
		清掃	全ばっ気方式は 6 か月ごとに 1 回以上、そ の他は 1 年に 1 回			
		水質検査	1 年に 1 回			
自家用電気工作物定期点検 (電 気事業法 39 条、42 条)	高圧 (600V 超) で受電する設備	月次点検	1 月に 1 回		経済産業大臣	電気主任技術者 (第 1 種～第 3 種) (電気保安協会等に委託)
		年次点検	1 年に 1 回			

(注) (1) 特定行政庁：建築主事 (確認検査を行う資格者) を置く市町村の区域にあっては、当該市区町村の長のことです。その他の市町村の区域については都道府県知事のことをいいます。

(2) 内容は地域によって異なる場合がございます。